

平成27年5月

入札内訳書の提出について

平成26年6月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事の入札において、入札時に入札金額の内訳書を提出することが義務付けられました。

については、次のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

1 入札内訳書の提出が必要となる案件

工事請負契約及び修繕請負契約に係る入札のうち、入札内訳書の提出を指示した入札。

2 入札内訳書の提出方法

(1) 電子入札案件

電子入札案件においては、電子入札サービスの入札書送信時に入札内訳書を添付し、提出すること。

(2) 郵便入札

郵便入札案件においては、入札書郵送時に入札内訳書を同封し、提出すること。

なお、入札内訳書の提出がない場合、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

3 その他

入札内訳書の書式については、案件ごとにお知らせします。